

【必要書類一覧】農地法第3条の3の規定による届出

農地を相続、法人の合併・分割、時効取得等により農地の権利を取得した方は、**登記完了後**に農業委員会事務局まで届出をお願いします。

必要なもの

- ・ 農地法第3条の3の規定による届出書
- ・ 土地の登記事項証明書（原本） 又は 登記完了証（原本）
- ・ 受理通知書返信用封筒
（届出者の住所宛名を記入し、84円切手を貼り付けたものを届出者の人数分）